

平成31年第3回太良町議会（臨時会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成31年4月26日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成31年4月26日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	平成31年4月26日	10時10分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席10名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永るい子	出	7番	平古場公子	出
	2番	竹下泰信	出	8番	川下武則	出
	3番	欠員		9番	久保繁幸	出
	4番	坂口久信	出	10番	末次利男	出
	5番	江口孝二	出	11番	下平力人	出
	6番	所賀廣	出			
会議録署名議員	7番	平古場公子	8番	川下武則	9番	久保繁幸
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 西村芳幸		(書記) 中村誠			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 財政課長	永淵孝幸 每原哲也 松尾雅晴 田中久秋 西村正史	企画商工課長 健康増進課長 税務課長 建設課長	津岡徳康 大岡利昭 安西勉 田崎一朗		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成31年4月26日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程  
町長提案 議案第27号～議案第30号  
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第29号 太良町固定資産評価員の選任について
- 日程第7 議案第30号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第1号）について

---

午前9時30分 開会

### ○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

平成31年第3回太良町議会（臨時会第2回）の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから平成31年第3回太良町議会（臨時会第2回）を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会議の署名議員として、7番平古場さん、8番川下君、9番久保君、以上3名を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

### ○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の一括上程。町長提案の議案第27号から議案第30号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

平成31年第3回太良町議会（臨時会第2回）を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第27号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、緊急を要する事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平の確保、及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るものであります。

具体的には、1点目は、国民健康保険税基礎課税額医療分に係る課税限度額58万円を61万円に、2点目は、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得算定基準額の5割軽減については27万5,000円を28万円に、2割軽減については50万円を51万円に引き上げるものでございます。

次に、議案第28号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、太良町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、緊急を要する事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の主な改正は、個人所得課税関係、軽自動車課税関係、固定資産課税関係についてであります。

まず、個人所得課税関係について御説明いたします。

1点目、ふるさと納税制度の見直しにより、総務大臣が指定した基準に適合する地方団体のみを、これまでと同じ特例的な税額控除の対象とする改正であります。

2点目は、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の拡充で、非課税の範囲に児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、現に結婚していない者または配偶者の生死が明らかでない者を追加する改正であります。

3点目は、現行の住宅ローン減税について、平成32年末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年間延長し13年間とする改正であります。

次に、軽自動車課税について御説明いたします。

1点目は、種別割について、現行のグリーン化特例を平成32年度まで延長し、平成33年度以降は電気自動車等に限定し、実施する改正であります。

2点目は、消費税引き上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、需要平準化対策として、環境性能割の税率を1%軽減する改正であります。

次に、固定資産課税関係につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の創設と、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例措置の拡充や東日本大震災に係る固定資産税の特例措置の創設など、課税標準の特例の法律改正に合わせて行うものであります。

以上のほか、条文の整理等を行うなど、所要の改正を行っております。

次に、議案第29号は、太良町固定資産評価員の選任についてであります。

本案は、平成30年11月7日より空席となっております固定資産評価員に、副町長の毎原哲也氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所は太良町大字多良1889番地、生年月日は昭和29年12月8日であります。

次に、議案第30号は、平成31年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ5,750万円を追加し、補正後の予算総額を70億8,750万円とするものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

補正予算書の8ページをごらんください。

観光費の観光客誘客事業補助金1,350万円は、町内への宿泊や消費喚起を促すことを目的としたクーポン券の発行や太良町へのインバウンドの開拓など、前年度に引き続き実施するもので、本年度では、クーポン券の用途を一部見直し、6月以降の観光客閑散期対策としての実施を計画いたしております。

農地等災害復旧費の農地等災害復旧事業、補助、過年災分でありますけれども、4,400万円は平成30年災の農地32カ所のうち、20カ所分に対する国県支出金及び地方債の取り扱いが、平成31年度予算の過年災として取り扱われることになり、本町においても、国、県と同様の予算措置が必要となったため、平成31年度の予算として計上し、早期着工を目指すものであ

ります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページの分担金及び県補助金、並びに町債につきましては、農地等災害復旧事業の特定財源として計上いたしております。

また、基金繰入金につきましては、観光客誘客事業補助金の財源としてのふるさと応援寄附金基金の繰り入れや、今回の補正に係る財源調整によるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（坂口久信君）**

町長の提案理由は終わりました。

**日程第4 議案第27号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第4. 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○9番（久保繁幸君）**

国民保険税の基本課税額であります。これが58万円から61万円、また軽減のほうで27万5,000円とか28万円と。それと2割軽減が50万円を51万円というふうに変更になるものでございますが、これはいずれ、対象人員はどれくらいいらっしゃるのかお伺いいたします。

**○健康増進課長（大岡利昭君）**

お答えをいたします。

限度額の変更につきましては、影響といたしまして6戸です。それで、限度額オーバーにつきましては、今までの課税状況でいきますと80戸、それから今度見直しによりまして74戸ということで、6戸の分が減少するという形になります。それから、軽減の判定でございますけれども、5割軽減につきましては医療分につきましては7戸の増という形になります。それから、2割軽減につきましては医療分について2戸、それから5割の支援分については7戸の増、それから支援分について2戸の減、それから介護分といたしまして3戸の増、5割軽減でございます。それから、2割軽減が1戸の減といった形になっております。

以上でございます。

**○9番（久保繁幸君）**

それで、今変更になった分で、収支のほうはどのように変わりますか。

**○健康増進課長（大岡利昭君）**

お答えをいたします。

4月1日現在の被保険者で30年度の課税所得の状況によりまして試算をいたしました。その結果、影響額といたしまして、限度額変更に伴うものが231万4,000円程度増になります。それから、軽減判定ということで、これにつきましては31万3,000円の減ということで、総

額200万円程度の増額といったような影響になるということでございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（川下武則君）

ということは、200万円、町のほうが負担がふえたということですか。それで、町民の方にすればこういうふうになったということは喜ばしいことになるんですかね。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

町民といたしましては課税限度額が上がった分、高所得者については影響が出ていると、増額になるというような状況でございます。それから、軽減判定の分につきましては、中所得者の負担が軽減になるといったような状況になるということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

#### 日程第5 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

軽自動車税の課税関係についてお尋ねしたいというふうに思います。

この軽自動車税については1点目が種別割について、グリーン化特例を32年まで延長すると。33年以降は電気自動車に限定するということですがけれども、このグリーン化特例という

のは内容がどういうことになっているのか。また、電気自動車に限定するというようなことですが、軽自動車の電気自動車というのは非常にまれではないかというふうに思っています。太良町にどういう影響が予想されるのか。また、取得者、持っている人たちにはどのような影響があるのかお尋ねしたいというふうに思います。

**○税務課長（安西 勉君）**

お答えいたします。

グリーン化特例につきましては、環境性能と国が決めております基準をクリアしたものについて、例えば今年31年に購入したものについて、基準をクリアしたものについては、翌年の課税分を半分にするとか75%減額するとかという措置を行うものであります。それを2年間延長するということになります。これは適用は翌年の1年分だけであります。それ以降は通常の税額に変わります。

それと、2点目の33年度から電気自動車等に限定するということではありますが、現在太良町におきましては、軽自動車の電気自動車等は登録がされておられません。その影響というのは特にないと思っております。

以上です。

**○2番（竹下泰信君）**

せんだって全協のときにもらった資料2を見てみますと、軽自動車税の課税につきましては31年4月1日から3段階で施行していくというように資料に示されております。この3段階で施行というのはどういう施行をされていくのかお尋ねしたいというふうに思います。

**○税務課長（安西 勉君）**

お答えいたします。

3段階というのは、まず今年度は31年度は31年度分として今年度の措置を実施する、そして32年度につきましては特例期間を2年間延長する、そして3段階目として電気自動車等に限定するという3段階になります。

以上です。

**○2番（竹下泰信君）**

グリーン化特例についても一回お尋ねしたいというふうに思いますけれども、このグリーン化特例の対象になっている軽自動というのはどういうものを指すんですかね。

**○税務課長（安西 勉君）**

お答えいたします。

平成32年度の燃費基準というのがありまして、それを30%以上を達成しているものですね。それとか、32年度基準を10%達成している、そういう関係の基準でございます。それで、太良町におきましては、去年、新車登録の際にその適用を受けたものが、25%軽減を受けたものが78台、50%軽減を受けたものが10台ございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

#### 日程第6 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第29号 太良町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本案件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第29号 太良町固定資産評価員の選任について、本案に同意することに賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

#### 日程第7 議案第30号

○議長（坂口久信君）



日程第7. 議案第30号 平成31年度太良町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○1番(待永るい子君)**

観光に対する補助金についてお伺いをしたいと思います。

閑散期対策として補助金が27年から始まっておりますけれども、この補助金を受ける以前の来客数についてお伺いをしたいと思います。

**○企画商工課長(津岡徳康君)**

お答えいたします。

この事業は最初、来TARA得する旅行券事業ということで平成27年度から開始をされた事業でございます。ですので、御質問は平成26年度以前ということでお答えをいたしたいと思います。

平成26年度は、来客、宿泊客数をずっとさかのぼって申し上げます。平成26年度が4万1,830人、平成25年度が3万7,652人、平成24年度が3万4,025人、平成23年度が3万3,476人、平成22年度が3万4,985人、平成21年度が3万377人、平成20年度が2万9,930人。おおよそこういった傾向でございます。

以上でございます。

**○1番(待永るい子君)**

太良町といたしましても全力を挙げてバックアップするための補助金事業だと思いますけれども、この補助金対策を通してリピーターとしてお客様を獲得するための事業者自体の努力というのはどういうふうになっていますでしょうか。具体的にお伺いをしたいと思います。

**○企画商工課長(津岡徳康君)**

お答えいたします。

これにつきましては、各旅館が基本的には主となっておられるわけでございますけれども、補助の対象はですね。その中で、各旅館でそれぞれ創意工夫をされてリピーターの確保を努力をされているものと思います。各旅館さんがそれぞれのどのような取り組みをされているかということについては、それぞれの事情につきましてはちょっとこちらのほうでは把握をしていない状況でございます。

以上でございます。

**○1番(待永るい子君)**

昨年度は補助の対象が若年層ということで行われたと思いますけれども、ことしは内容が変わっていると思いますけれども、変えられた理由と、それからもう一つは、今回の内容が太良町の経済喚起という意味で一番効率がいいんじゃないだろうかということで多分選ばれたと思いますけれども、そういうふうと考えられた理由について、その2点についてお伺い

したいと思います。

**○企画商工課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

昨年度は補助金の4年度目に当たりました。議員御案内のとおり、補助金というのは3年ワンクールというのが大体の原則でございます。それを4年度目に延ばしたということでございますので、それなりに創意工夫を、別の新たな工夫をする必要があるのではないかとということでこちらのほうで観光協会のほうに提案を差し上げました。

そういったことで観光協会のほうでは、新規顧客の獲得について工夫をしたいということでの案として挙げられたのがリムジンタクシー、佐賀空港からリムジンタクシーで来るお客さんを取り込むという方法。それと、お客さんが全員25歳以下という若い人たちをターゲットとした事業とするということ。それと、子育て支援という立場から子供さんを連れてこられるお客様。この3つのお客様を新規の顧客層として取り込みたいということで、その方たちだけに限って旅行券を発行しました。それを第1ステージとこちらのほうでは事務的には申し上げておりますけれども、その第1ステージはやはり、以前全員協議会の中でも御説明したときに久保議員さんから縛りというような表現でおっしゃられましたけれども、そういったところのいわゆる縛りというものがあましてなかなか伸び悩んでおりましたので、旅行券がなかなかはけないというようなことで、せつかくつくった事業だったのになかなかはけないからということで第2ステージということで、それ以降はいわゆる縛りを解いて皆さんどなたでも利用できるものということで実施をいたしたところでございます。それが8月20日以降、その方向でやったものでございます。

それと2点目。済みません、2点目の質問の内容、もう一回いいでしょうか。済みません。

**○1番（待永るい子君）**

先ほど言われた内容も含め、いろいろな補助の形はあると思います。例えば鹿島の祐徳院でタイの映画がつけられたということで、タイの方たちがたくさん来られているというそういう状況がある中で、嬉野と太良と鹿島というのは、そういう観光の面でもいろいろ協力をして活動しているということをお伺いしましたので、例えばそういうタイの方をターゲットにするためにタイ語を日本語、日本語からタイ語に変換するという機械の導入とかいろんな補助の形があると思いますけれども、ことしのようなそういう補助をしますという事業に方向性として行政が決められたというか、多分一番それが経済効果があるだろうと考えてされたことだと思いますので、そこに至られた理由というかそれをお伺いしたいと思います。

**○企画商工課長（津岡徳康君）**

済みません。ありがとうございます。

この事業の経済効果というものにつきまして、議員御案内のとおり、視点はそこにあります。経済効果と言いましてもいろいろございますけれども、太良町で外貨といたしますか、よ

そからお金を取り込む産業の代表的なものはやはり観光でございます。これは、先人たちが努力して培われてこられましたカニやミカン、カキなど、太良町の特産物を目当てにして来てくださるお客様というのは安定して来ていただいております。そういった状況の中で、そういったところにお金を、税を還元するということで経済の波及効果を狙っているというのがございます。

例といたしましてですけれども、統計的な形で産業連関というものがございまして、こういった新規の需要を創出した場合、どれだけの新規の需要が起こっていくのかということで費用の積算とかも統計的にですので実際とは多少違いますけれども、大体今回の1,350万円の公費を支出をいたしますと、統計上では4,200万円分の経済波及効果があるというふうに見込まれるということでもあります。これは一概に太良町だけで4,250万円ということではなくて、旅館さんが、例えば太良町外からの雇用があつたり、また太良町外から品物を仕入れたりということでもありますので、一概に太良町だけで回るお金ではないですけれども、この事業をすることで4,000万円程度のお金が波及効果として生まれてくるということでございますので、そういったことに着目をして実施をしている事業でございます。

以上でございます。

#### ○8番（川下武則君）

今回1,350万円のクーポン券とかいろいろのあれですけど、こればかりじゃなくてですよ、正直なところカキ焼きも非常にあちこちから今お客さんもふえてますけど、いま一つ盛り上がりといいますか、町も含めていろんな指導をしながら、1月、2月、3月ですね、カキも一番最盛期といいますか、そういうことも今後は考えていろんな企画といいますか、太良町に人を呼び込むという趣旨で今回もこうしてると思うんですけど、そういうのも含めて企画のほうでカニ祭りを7月に行うとか、8月に夏祭りのときにカニ祭りをするとか、一緒に含めてそういうのも含めて客を呼び込むといいますか、そういうのも含めていろんな意味で予算をもうちょっとつけて、人を呼び込むための企画を町を挙げてやるべきじゃなかかなと思うんですけど、そこら辺はどういうお考えですかね。

#### ○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員の御指摘のとおりだとは思いますが、限られた人材と予算の中で実施できるものを精査して今やっているところでございます。御指摘の点につきましては、当然行政だけではうまくいかないのので、観光協会や関係団体と協力をし合って議員の御指摘の件について実現の方向に向かって頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（川下武則君）

町長、実は今、担当課のほうからこういうふうに言われたんですけど、新町長になってで

すよ、新しい部分を打ち出すといいますか、そういう意味でも町長の采配の中でもう少しここを力を入れたほうが客を呼べるんじゃないかといいますか、そういうお考えは幾らかお持ちでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

先ほど担当課長が申しましたように、行政だけではまずどうしてもできる問題ではありません。実は今、赤鳥居が、栄町のところが外国人の方がかなり来ていただいております。バスが来て、3台4台来て動く方向を、私は実はそこに事務所を構えているときに見ておりました。そしたら、大浦方面に行くのはほとんどいないんですよ、戻るんですね。ですから、これをやはり大浦方面が、そういう宿泊地もあって食べるものもいっぱいあるわけですから、もう少し向こうのほうにもお客さんを呼び込むと。あとは宿泊客を伸ばすと。そういった意味において、あそこに1人地元の方がボランティアで一生懸命頑張っておられますけれども、やはりそういったところにほかの例えば観光協会、それから旅館組合、飲食店組合、皆さんそこらが一緒になってあそこでそういった計画を見えてもらうわけですから、そういった旅行者あたりも調べて、どういった方面から来ておられるのかとか、そこら辺をもう少し太良町のいろいろな意味でのPRをしていかんと。どこか1つだけでやったってこれはどうしてもできんと私は思うわけですよ。

ですから、この間、実はちょっと話長くなりますけども、B&G財団からもみえました。それは何でかという、うちのこの施設にLEDを助成してもらったんですけども、その赤鳥居を利用した、例えばカヌーとか何かそういったものを利用してあそこをもっと持っていけばという話も懇親会の中でしたわけですけども、そういったところも、あそこはいいですよというお話をいただいております。ですから、幅広い分野で、町も企画だけじゃなくてほかの課も含めてですけど、そういったところまで踏み込んでもっと協議をしていかんと、本当にただ来て帰られるだけ、極端に言えばたらふく館では買い物で来ているかもわかりませんが、そういったことだけでいけないと私も思っておりましたので、いい御提案をいただきましたので、これから担当課も職員少ない中で頑張っております。そういった意味においては、本当にほかの関係団体からも協力をもらわんとできないわけがございますので、そういった意味では皆さん方の、ここに関係される団体にも籍をおいてられる方もいらっしゃるかと思いますので、そういった意味では御協力いただければ助かるなという思いをいたしております。とにかく、こういった、もっと太良町に宿泊してもらう、また来てもらうという対策はこれから絶対必要だとは思っておりますので、前向きでこの辺は取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

クーポンについての販売方法と販売時期、それとクーポンの周知の方法、その辺をどのように考えておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

**○企画商工課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

クーポンにつきましては、販売ではなく交付という形になります。旅館に予約をされたお客様がその予約情報を旅館から観光協会が受け取り、観光協会がそれと照合して配布をするという形になります。それと、周知の方法につきましては、ホームページ、チラシ、ポスター、それとダイレクトメール等々、観光協会のほうが主となって、また旅館組合もそれについては協力をされると思いますけれども、そういった形で実際されるという形になるということでございます。また、クーポンにつきましては、旅館だけではなく、今回旅館は3,500円分の旅行券でありまして、残りの1,500円は500円が道の駅、1,000円が一般の商店ということで区切って利用できるという形で周知を進めていく予定でございます。

以上でございます。

**○2番（竹下泰信君）**

そしたら500円分のクーポンにつきましては、それがセットになっているという考えでいいんですか。それともばらばらで使えますよというような考え方でいいんですかね。

**○企画商工課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

旅行券につきましては3枚つづりとなっております。1枚目が3,500円、2枚目が500円、3枚目が1,000円と、こういうことになっております。なお、500円の道の駅で利用できるクーポン券につきましては一般の商店でも流用できますよという形で、なるべく伊福の道の駅に、どうしても旅行券はクーポン券が前年の実績で偏ったという実績がございますので、なるべく一般の商店のほうで使っていただけるような形で観光協会のほうが工夫をしておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第30号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成31年第3回太良町議会（臨時会第2回）を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 平古場 公 子

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸